

広島県建築安全安心マネジメント計画

平成23年4月 策定

平成27年6月 改訂

令和2年6月 改訂

広島県建築安全安心マネジメント推進協議会

目次

第1	マネジメント計画の趣旨	1
1	背景と目的	
2	位置付け	
第2	マネジメント計画の実施期間	2
第3	マネジメント計画の公表	2
第4	取組み事項	2
第5	達成状況の把握と公表	2
第6	取組みの見直しと継続的改善	2
第7	取組み事項一覧	3
第8	目標及び施策	4
1	建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	4
(1)	迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	
(2)	中間検査・完了検査の徹底	
(3)	工事監理業務の適正化とその徹底	
(4)	仮使用認定制度の適確な運用	
(5)	建築確認申請等の電子化の推進	
2	指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	7
(1)	指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底	
(2)	建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	
(3)	設計者・工事監理者・施工者に対するコンプライアンスの啓発	
3	違反建築物等への対策の徹底	9
(1)	違反建築物対策の徹底	
(2)	違法設置昇降機の安全対策の徹底	
4	建築物及び建築設備の適切な維持管理等を通じた安全性の確保	11
(1)	定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保	
(2)	建築物の耐震診断・改修の促進	
(3)	建築物に係るアスベスト等の対策の推進	
(4)	既存建築ストックの安全性の向上と有効活用	
(5)	土砂災害対策の推進	
5	事故・災害時の対応	14
(1)	事故発生時における迅速かつ適確な事故対応	
(2)	災害時の迅速な対応を可能とする体制整備等の構築	
6	消費者への対応	16
(1)	消費者への対応	
(2)	住宅の防犯対策	
7	執行業務体制の整備	17
(1)	各特定行政庁内部組織の執行体制	
(2)	関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化	
(3)	データベースの整備・活用	
8	良質な建築物の供給と確保	19
(1)	環境負荷への低減の推進	

(2) バリアフリー化の促進

(3) 良質な住宅の供給と確保の推進

第9 広島県建築安全安心マネジメント推進協議会構成団体及び行政機関・・・・・・・・・・21

第1 マネジメント計画の趣旨

1 背景と目的

建築基準法は平成10年6月に法制定以来50年ぶりの大改正が行われ、この中で、阪神・淡路大震災において建築物に多数の被害が発生したことから、建築物の安全性を確保することを目的とする中間検査制度の導入や建築確認や検査等の充実・効率化を目的とする確認検査業務の民間開放が行われた。

広島県では、建築物に関する規制の実効性を確保することにより安全で安心な建築物の供給と確保に寄与するため、平成11年8月に特定行政庁及び関係機関・関係団体等で構成する「広島県建築物安全安心推進協議会」を設立し、第1次～第4次の広島県建築物安全安心実施計画を策定し、具体的な取り組みを行っており、完了検査率の向上などのフロー対策について、一定の成果をあげてきた。

また、平成18年6月には、構造計算書偽装問題に端を発する建築基準法等の改正が行われ、構造計算適合性判定制度の導入などの建築確認・検査の厳格化が行われ、指定確認検査機関や建築士等の業務の適正化に向けた罰則の強化が行われた。

さらに、平成26年6月には、より合理的かつ実効性の高い建築基準制度の構築のため建築基準法が改正され、構造計算適合性判定制度、定期報告制度等の見直しが行われ、以降建築物の維持保全計画の作成義務付けの見直し、既存不適格建築物の所有者等に対する指導の強化等、法整備がなされてきたところである。

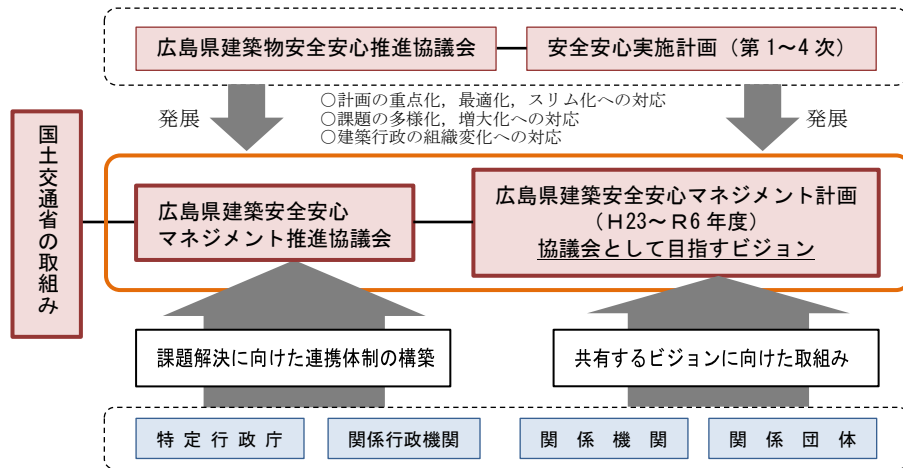
しかしながら、火災事故やエレベーター事故など、不適切な維持管理や違法な設置を起因とする重大事故も後を絶たず、既存建築物ストック対策が喫緊の課題となっている。加えて、制震、免震装置他の大規模認定不適合事案や、共同住宅の界壁施工不備、また、建築物のさらなるエネルギー消費の低減化、耐震化、災害への備え、高齢化の進展に伴う建築物のさらなるバリアフリー化など、消費者へのきめ細かな対応など建築行政を取り巻く課題は多様化しており、これまで以上に住民視点に立ち返った効果的な取り組みが求められる。

一方、平成10年6月の建築基準法改正から20年が経過して、確認検査業務の主体は指定確認検査機関に移行し、行政における業務は、違反是正、処分等の特定行政庁にしかできない事務を中心としたものとするのが求められており、建築行政の実効性の確保に向けた民間との連携体制の強化や行政職員の技術力の継続的な確保が課題となっている。

こうした背景を踏まえ、マネジメント計画は住民視点に立って、建築行政に係る組織・人材の利活用の最適化や重点化を念頭に、特定行政庁及び関係機関・関係団体等が目指すビジョンを共有化し、更に、ビジョンを相互に連携して具体化することによって、今までの取り組みを検証し、新たな課題への対応を加え、建築物の安全安心や質の向上に向け一層推進するための計画として、策定する。

2 位置付け

マネジメント計画は、建築行政を取り巻く環境変化への迅速な対応を考慮し、建築行政の目指すビジョンを示すマスタープランとして位置づける。協議会の各構成員は、このビジョンの実現に向けて連携を図り、取組みを推進する。



第2 マネジメント計画の実施期間

平成23年度から令和6年度

第3 マネジメント計画の公表

策定したマネジメント計画は、広島県のホームページ等で公表することとする。

第4 取組み事項

本協議会が取組む事項は、「第7 取組み事項一覧」のとおりとする。

取組みに当たっては、法令遵守を徹底した上で、関係機関と連携し、限られた人員・予算の中で適正かつ効率的に行なうため、年度当初において、重要度や緊急度に応じて計画的かつ弾力的に、取組み事項から選定あるいは設定し、実施していくことを基本とする。

各特定行政庁及び関係機関・関係団体等において、選定あるいは設定された協議会の取組み事項の他に、実情により取組むべき事項がある場合は、取組み事項から選定あるいは設定し、実施していくこととする。

第5 達成状況の把握と公表

目標達成状況について、毎年度とりまとめを行い、検証するとともに、当該目標達成状況を公表することとする。

第6 取組みの見直しと継続的改善

目標達成状況を踏まえて、適宜、具体的取組むべき施策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じてマネジメント計画の見直しを行うなど、継続的な改善を図るものとする。

第7 取組み事項一覧

大項目	小項目
1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底
	(2) 中間検査・完了検査の徹底
	(3) 工事監理業務の適正化とその徹底
	(4) 仮使用認定制度の適確な運用
	(5) 建築確認申請等の電子化の推進
2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	(1) 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底
	(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底
	(3) 設計者・工事監理者・施工者に対するコンプライアンスの啓発
3 違反建築物等への対策の徹底	(1) 違反建築物対策の徹底
	(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底
4 建築物及び建築設備の適切な維持管理等を通じた安全性の確保	(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保
	(2) 建築物の耐震診断・改修の促進
	(3) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進
	(4) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用
	(5) 土砂災害対策の推進
5 事故・災害時の対応	(1) 事故発生時における迅速かつ適確な事故対応
	(2) 災害時の迅速な対応を可能とする体制整備等の構築
6 消費者への対応	(1) 消費者への対応
	(2) 住宅の防犯対策
7 執行業務体制の整備	(1) 各特定行政庁内部組織の執行体制
	(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化
	(3) データベースの整備・活用
8 良質な建築物の供給と確保	(1) 環境負荷への低減の推進
	(2) バリアフリー化の促進
	(3) 良質な住宅の供給と確保の推進

第8 目標及び施策

1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	
趣旨・概要	円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。
目標	迅速かつ適確な建築確認審査の徹底
施策	<p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理 ・ 指定構造計算適合性判定機関等との相互の情報交換等による連携の確保 ・ 新型コロナウイルス他、業務継続に係る新たなリスクへの対応を検討 <p>【指定確認検査機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各指定確認検査機関が作成した推進計画書に基づく取組みを実施 ・ 特定行政庁、指定構造計算適合性判定機関（指定確認検査機関等を含む）等との相互の情報交換等による連携の確保 ・ 執行体制強化のため、審査機関の技術力向上の推進 ・ 定期的に業務内容を点検できる体制整備の推進 ・ 新型コロナウイルス他、業務継続に係る新たなリスクへの対応を検討 <p>【指定構造計算適合性判定機関等が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定構造計算適合性判定機関が作成した推進計画書に基づく取組みの実施 ・ 特定行政庁、指定確認検査機関との相互の情報交換等による連携の確保 ・ 執行体制強化のため、審査機関の技術力向上の推進 ・ 定期的に業務内容を点検できる体制整備の推進 ・ 新型コロナウイルス他、業務継続に係る新たなリスクへの対応を検討 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認申請内容の精度の向上について、会員等への周知
参考	推進計画書（各指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関が作成）

(2) 中間検査・完了検査の徹底	
趣旨・概要	建築物の安全性確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。特に、近年の共同住宅に係る界壁、外壁及び天井の法定仕様への不適合事案を踏まえ、中間検査及び完了検査において、工事監理者により適正に工事監理が実施されていることを確かめるほか、階数が3以上の共同住宅又は長屋について特定工程を指定することなどにより、違反建築物の発生防止に努める。また、検査済証交付率は県内平均で9割程度となっており、検査済証交付率の更なる向上を目指して強力に取り組む。
目標	<p>検査済証交付率（※1）及び中間検査合格証交付率（※2）の向上 （検査済証交付率の目標値 100%、中間検査合格証交付率の目標値 100%）</p> <p>（※1）検査済証の交付件数を確認済証の交付件数で除した数値 （※2）中間検査合格証の交付件数を、中間検査の対象物件で除した数値</p>
施策	【特定行政庁が実施する事項】

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査予定期日超過物件の把握 ・ 未受検建築物に対する督促の実施 ・ 中間検査対象の拡大（共同住宅，長屋） <p>【指定確認検査機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁と連携し，検査率向上に向けた取組みの実施 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査申請の提出を会員等に周知
参考	

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底	
趣旨・概要	<p>建築物の安全性の確保及び質の向上のためには，工事監理者が選定され，当該工事監理者による適切な工事監理が行われることが重要である。</p> <p>このため，工事監理ガイドライン，基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン及び賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドラインに基づき，工事監理業務の適正化とその徹底のための取組みを行う。</p>
目標	工事監理業務の適正化とその徹底
施策	<p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底 ・ データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認 ・ 工事監理状況の確認の徹底 ・ 各種検査内容の充実（検査マニュアル等の作成） ・ 各検査時に添付を求める図書等を規則で追加 <p>【指定確認検査機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底 ・ データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認 ・ 工事監理状況の確認の徹底 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事監理業務に係る講習会の実施等による工事監理能力の向上 ・ 関係各団体の機関誌への広報等による会員への周知
参考	

(4) 仮使用認定制度の適確な運用	
趣旨・概要	仮使用認定制度を適確に運用し，仮使用される建築物の安全確保を徹底する。
目標	工事中の建築物の安全確保の徹底
施策	<p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定確認検査機関，消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保 ・ 安全上，防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正指導の徹底 ・ 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知

	<p>【指定確認検査機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「指定確認検査機関等による工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル」(発行：(一財)日本建築防災協会)等を活用した適確な運用の実施 ・ 特定行政庁、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保 ・ 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係各団体の機関誌への広報等による会員への周知
参考	

(5) 建築確認申請等の電子化の推進	
趣旨・概要	建築関係手続きの一層の効率化に向け、指定確認検査機関は、建築確認の電子申請の受付や確認審査報告の電子化への対応を進めるとともに、特定行政庁は、建築確認の電子申請の受付に向けた検討を進めるとともに、確認審査報告の電子化への対応を進める
目標	建築確認の電子申請の受付への対応
施策	<p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認の電子申請の受付体制の構築に向けた検討（事前協議を含む） ・ 確認審査報告の電子化の推進 <p>【指定確認検査機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認の電子申請の受付体制の構築（事前協議を含む） ・ 確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要な事項を規定 ・ 確認審査報告の電子化の推進
参考	

2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底

趣旨・概要	建築確認検査等の主要な役割を担う指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定を確保するため、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督を徹底する。
目標	指定確認検査機関への立入検査の実施（年1回以上） 指定構造計算適合性判定機関への立入検査の実施（2年に1回以上）
施策	<p>【広島県が実施する事項（指定確認検査機関）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁と連携し、年1回以上の立入検査を実施 ・ 「広島県指定確認検査機関等検査・監督要領」（平成14年3月15日制定）等に基づく指導・監督を行うことによる処分対象行為の発生予防 ・ 必要に応じた抜き取り調査を実施 <p>【広島県が実施する事項（指定構造計算適合性判定機関）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年に1回以上の立入検査を実施 ・ 「広島県指定構造計算適合性判定機関検査・監督要領」（平成27年6月1日制定）等に基づく指導・監督を行うことによる処分対象行為の発生予防 <p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定権者と連携し、必要に応じて立入検査を実施 ・ 必要に応じた抜き取り調査を実施 ・ 確認済証等の失効に係る処分判断等について指定権者との連携 ・ 指定道路や運用基準等の積極的な情報提供
参考	

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

趣旨・概要	適切な設計及び工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。
目標	建築士事務所への計画的な立入検査の実施
施策	<p>【広島県（建築士法担当部局）が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁と連携した建築士及び建築士事務所の指導の徹底と監督処分の適正な実施 ・ 建築士事務所への立入検査の実施 ・ 建築士及び建築士事務所の処分履歴等の公表 ・ 建築士の定期講習の受講促進等の周知徹底 ・ 書面による契約と設計図書の保存における設計等の業の適正化の徹底 <p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士事務所への立入検査の協力 ・ 確認申請窓口における注意喚起等による建築士の定期講習の受講等の周知 ・ 事務所登録情報や資格情報等の設計や工事監理の適合性のチェック <p>【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が実施する事項】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認申請等窓口における注意喚起等による建築士の定期講習の受講等の周知 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等による建築士の定期講習の受講等の周知
参考	

(3) 設計者・工事監理者・施工者に対するコンプライアンスの啓発	
趣旨・概要	<p>建築物の安全性確保や違反建築物の未然防止のためには、行政による規制のみでは限界があり、建築物が完成するまでの各過程における責任者は、コンプライアンス（法令遵守）の意識を持って自主的に取り組む必要がある。</p> <p>このため、設計者・工事監理者・施工者に対しコンプライアンスを啓発する。</p>
目標	周知活動等の実施による意識啓発
施策	<p>【協議会構成員が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種講習会，研修会等における周知活動の実施 ・ 確認申請窓口における設計者・工事監理者・施工者への注意喚起等によるコンプライアンス（法令遵守）の意識啓発
参考	

3 違反建築物等への対策の徹底

(1) 違反建築物対策の徹底	
趣旨・概要	<p>昨今、広域にわたる多数の建築物における施工不備等の違法行為等に関する情報に迅速かつ適確に対応することが求められている。また、多人数の居住実態がありながら防火関係規定などの違反の疑いのある建築物（違法貸しルーム）が全国的に多く存在することが確認され、これらの建築物において火災が発生した場合には重大な被害が発生することが危惧されている。</p> <p>こうした状況を踏まえて、県民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。</p>
目標	違反建築物対策の徹底
施策	<p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、消防、福祉、衛生等の関係機関と連携体制を確保し、不特定多数の人が利用する建築物等の合同査察の実施 ・ 広島県内特定行政庁で構成する作業部会等により、特定行政庁間の協力体制の強化、情報の共有化及び違反对策の検討 ・ 違反建築物パトロールの実施 ・ 違反建築物に係る命令等実効性を伴う是正・指導の徹底 ・ 違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査の実施 ・ 違反建築物対策に関わる職員の育成 ・ 違反建築物に係る情報の公表の検討 <p>【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 違反建築物や違反建築物に関与した建築士・施工者等に関する特定行政庁への情報提供 <p>【関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁と連携体制を確保し、雑居ビル、不特定多数の人が利用する建築物等の合同査察の実施 ・ 市町の担当部局への情報提供等の徹底 ・ 違反建築物や違反建築物に関与した建築士・施工者等に関する特定行政庁への情報提供 <p>【関係団体が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体毎に会員に倫理規定を導入による自立自浄の確立
参考	

(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底	
趣旨・概要	<p>建築確認等必要な手続きが行われていないエレベーター等の違法設置昇降機においては、過去多くの重大事故が発生している。</p> <p>こうした状況を踏まえて、違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置や労働基準監督署等との連携を図ることにより、違法設置昇降機の把握に努めるとともに、構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停</p>

	止させた上で、所要の是正措置を実施させること等により、昇降機の安全対策を徹底する。
目標	違法設置昇降機の安全対策の徹底
施策	<p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 違法設置エレベーターに関する情報受付窓口の設置 ・ 事業者向け周知用リーフレットを作成し、確認受付窓口での配布 ・ 労働基準監督署等と情報交換により簡易リフトの情報を得ること等による違法設置エレベーターの把握 ・ 建築物の用途、床面積、階数等の確認手続の記録状況により優先順位を付けた上で、法第12条第5項報告徴収、同条第6項立ち入り検査等により計画的に違法設置エレベーターの是正指導の実施 ・ 構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底 <p>【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者への周知（HP、リーフレット等） ・ 違法設置昇降機に関する特定行政庁への情報提供 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者向け周知用リーフレットを窓口等での配布 ・ 違法設置昇降機に関する特定行政庁への情報提供 ・ 関係団体毎に会員の倫理規定を導入し、自立自浄の確立
参考	

4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

趣旨・概要	<p>建築物の定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化の状況を把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。また、昇降機や遊戯施設、その他建築設備の定期報告の徹底により、安全性確保を促進する。</p> <p>平成26年の建築基準法改正に基づき、新たに導入された防火設備検査（公布後2年以内に施行）については、検査の徹底を図るとともに、制度の周知に取り組む。</p> <p>平成30年の建築基準法改正に伴い、新たに定期報告対象建築物として特定行政庁が定めることができることとなった、建築基準法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、階数3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のものについては、定期報告対象建築物としての指定の必要性を検討する。</p>
目標	<p>定期報告率の向上 （定期報告率の目標値 100%）</p>
施策	<p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県既存建築物防災週間の実施等による建築物及び昇降機その他建築設備の定期報告制度の周知 ・ 指定対象を把握するための定期報告台帳の整備及びデータベース化の促進等 ・ 定期報告対象の建築物、昇降機等の確実な把握及び所有者への周知徹底 ・ 未報告物件の所有者等に対する督促等 ・ 防火設備検査の周知徹底 ・ 平成30年の建築基準法改正を受けた定期報告対象建築物の指定検討 <p>【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁と連携した建築物及び昇降機その他建築設備の定期報告制度の周知 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁と連携した建築物及び昇降機その他建築設備の定期報告制度の周知
参考	

(2) 建築物の耐震診断・改修の促進

趣旨・概要	<p>建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき耐震改修促進計画を策定及び改定するとともに、計画に基づき住宅・建築物の耐震化を推進する。</p>
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建築物の耐震改修の促進
施策	<p>【広島県（建築行政部局）が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進を図るための取組みの実施 ・ 耐震改修促進計画の次期計画において、適時適切な耐震施策の方向性を明示 <p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断及び耐震改修を行った建築物のデータベース化の促進等 ・ 耐震診断及び耐震改修の相談窓口の設置 ・ 耐震診断及び耐震改修に関する周知（HP、リーフレット等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険コンクリートブロック塀への指導充実 <p>【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁と連携した耐震診断，改修についての情報提供 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断，耐震改修設計及び，耐震改修工事監理技術向上のために独自の講習会等の実施 ・ 耐震診断，改修についての情報提供
参考	

(3) 建築物に係るアスベスト等の対策の促進	
趣旨・概要	<p>アスベスト対策の喫緊性に鑑み，アスベストを有する建築物に係るデータベースを早期に整備するとともに，建築物所有者によるアスベスト改修を促進する。建築物石綿含有建材調査者など専門家によるアスベスト調査の重要性を建物所有者等へ周知するとともに，労働安全部局や環境部局などアスベスト対策関係部局との連携によりアスベスト対策の徹底を図る。</p> <p>また，快適で健康的な住宅で暮らせるよう，引き続きシックハウス対策の徹底を図る。</p>
目標	アスベスト及びシックハウス対策の徹底
施策	<p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト対策に関する周知（HP，リーフレット等） ・ アスベストを有する建築物に係るデータベース化の促進等 ・ アスベスト改修を促進させるための支援制度の充実及び周知 <p>【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト対策に関するリーフレットの窓口配布等による周知 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト対策に関するリーフレットの窓口配布等による周知 ・ アスベスト対策に関する相談業務，情報提供 ・ リフォーム時等におけるシックハウス対策に関する周知
参考	

(4) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用	
趣旨・概要	<p>既存建築ストックを有効活用するために，対応策の検討を図る。その際，必要に応じて，インスペクション制度や住宅履歴情報の整備・蓄積等の既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に向けた取組みとの連携にも留意する。また，既存不適格建築物の安全性を向上させるため，法制度や施策の周知を徹底する。</p>
目標	既存建築ストックの利用促進
施策	<p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存不適格建築物に対応する法制度の周知 ・ 既存不適格建築物における危険性や現行基準への水準向上の必要性の周知 ・ 著しく保安上危険または衛生上有害な建築物に関する周知 ・ 既存建築ストックの有効活用に関する相談体制の整備

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安上危険な建築物等の所有者等に対し、著しく保安上危険に至らない様、指導及び助言を行う。 ・ 定期報告における特定天井の安全性の確認及び改修の必要性の普及啓発 ・ 「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」の活用等の検討 ・ 増築等や用途変更に係る全体計画認定制度の周知及び円滑な運用 ・ 市町が策定する空家等対策計画に基づく対策への支援 <p>【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存不適格建築物に対応する法制度の周知 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存不適格建築物に対応する法制度の周知 ・ 市町が策定する空家等対策計画に基づく対策との連携
参考	

(5) 土砂災害対策の推進	
趣旨・概要	平成26年8月の広島市土砂災害、平成30年7月豪雨災害の発生を受けて、自らの身を守る「自助」、地域で助け合う「共助」の取り組みを支援するため、土砂災害に関する様々な情報を広く提供する等、「公助」の取り組みを推進する。
目標	社会全体で防災対策に取り組む仕組みの構築
施策	<p>【広島県（建築行政部局）が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況の周知 ・ がけ地近接等危険住宅移転事業の周知 <p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害特別警戒区域の指定予定敷地への新築等に対する補強等の必要性の普及啓発 ・ 増築等の機会を捉えた土砂災害特別警戒区域内の既存建築物に対する補強等の必要性の普及啓発 ・ 建築基準法による構造規制（補強方法等）に関する窓口の設置 ・ がけ地近接等危険住宅移転事業の周知 <p>【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害特別警戒区域の指定予定敷地への新築等に対する補強等の必要性の普及啓発 ・ 増築等の機会を捉えた土砂災害特別警戒区域内の既存建築物に対する補強等の必要性の普及啓発 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種災害に対応したハザードマップ等による警戒区域、避難場所等の周知 ・ がけ地近接等危険住宅移転事業の周知
参考	

5 事故・災害時の対応

(1) 事故発生時における迅速かつ適確な事故対応

趣旨・概要	建築物、昇降機及び遊戯施設に係る人身事故が発生していることを鑑み、事故発生時においては、消防部局、労働基準部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集や警察、労働基準部局に対する事故調査への協力要請など迅速かつ適確な事故対応を行う。また、製造メーカーの工場等に対する立入検査の実施などを含め、再発防止策の指導や緊急点検の指示など事故の発生を防止するために必要な措置を行う。その他、建築物等の所有者、管理者、設計者及び工事施工者等に対する注意喚起や建築関係団体等外部組織との協力体制作りに取り組む。
目標	事故発生時の迅速な事故対応及び事故発生を防止するための取り組みの実施
施策	<p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築行政における対応マニュアルの作成 ・ 警察等の関係機関との連絡体制の構築 ・ 事故に係る調査の実施、原因究明、再発防止策の検討及び国土交通省・都道府県への情報提供 ・ 事故があった建築物に違反がある場合は、建物所有者、建物管理者等への是正指導の実施 ・ 同様の事故を未然に防止する観点からの緊急点検等の迅速かつ適確な実施 ・ 指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び関係団体への事故の概要、事故原因等の事故に関する情報提供 <p>【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁への事故に関する迅速な情報提供 ・ 特定行政庁からの事故に関する情報提供により、同様の事故を未然に防止するため、建築確認時における再発事故防止への活用 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁への事故に関する迅速な情報提供 ・ 特定行政庁からの事故に関する情報提供により、同様の事故を未然に防止するため、関係企業等への周知
参考	

(2) 災害時の迅速な対応を可能とする体制整備等の構築

趣旨・概要	地震等の災害が発生した際には迅速かつ適確な対応が重要である。そのため、建築関係団体等外部組織を含め、関係各機関との連絡体制の整備をはじめとした災害時対応のための体制整備作りに取り組む。また、地域特性を考慮して関係部門への協力を行うこととする。
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の連絡体制の整備 ・ 地震時の対応を可能とするための被災建築物応急危険度判定士の確保
施策	<p>【広島県（建築行政部局）が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の連絡体制の整備（建築相談窓口の設置に関する調査、相談員の確保） ・ 被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等の開催 ・ 被災建築物応急危険度判定士の確保

	<p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速かつ正確な災害情報の把握と提供に努め、広島県地震被災建築物応急危険度判定協議会等からの被災建築物応急危険度判定士の派遣要請があった場合の円滑・迅速な対応の実施 ・ 被災建築物応急危険度判定士の確保 <p>【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災建築物応急危険度判定士の確保 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県地震被災建築物応急危険度判定協議会を通じて被災建築物応急危険度判定の実施の際の円滑な運用の実施 ・ 被災建築物応急危険度判定士に係る普及啓発及び確保 ・ 被災した市町と協力した被災者支援の実施体制の整備 ・ 被災時の住宅・建築相談窓口の設置を円滑に行う体制整備（相談員の研修他）
参考	広島県被災建築物応急危険度判定要綱

6 消費者への対応

(1) 消費者への対応	
趣旨・概要	県民の消費者問題に対する意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることを鑑み、建築行政においても消費生活センターとの連携等、消費者への適切な対応、情報提供を行う。
目標	安全・安心に関する情報の把握及び周知徹底
施策	<p>【広島県（建築行政部局）が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅建業に係る消費者部局や消費生活センターとの情報交換 ・ 宅建業に係る消費者向けの情報提供 <p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に係る消費者部局や消費生活センターとの情報交換 ・ 消費者への情報提供（HP、パンフレット等） ・ 法制度改正に伴う情報や各種担当窓口等の情報提供 ・ 建築物に係る相談窓口の設置 <p>【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に係る消費者部局や消費生活センターへの情報提供 ・ 消費者向けの啓発用パンフレットの配布等による情報提供 ・ 法制度改正に伴う情報や各種担当窓口等の情報提供 ・ 建築物に係る相談窓口の紹介 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に係る特定行政庁等への情報提供 ・ 消費者向けの啓発用パンフレットの配布等による情報提供 ・ 法制度改正に伴う情報や各種担当窓口等の情報提供 ・ 建築主等からの苦情相談の対応又は窓口の設置や紹介 ・ 建築物に係る消費者向けのセミナー等の開催
参考	
(2) 住宅の防犯対策	
趣旨・概要	消費者の防犯意識の向上を図るため、防犯対策に関する積極的な情報提供等を行う。
目標	防犯対策に関する情報提供
施策	<p>【協議会構成員が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の防犯対策に関する情報提供 ・ 防犯指針に基づいた犯罪の防止に配慮した住宅の普及・啓発 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅性能評価についての普及・啓発
参考	防犯指針（住宅に用に供する建築物に関する防犯指針）

7 執行業務体制の整備

(1) 各特定行政庁内部組織の執行体制	
趣旨・概要	<p>具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制の構築を図ることが必要である。特に建築主事等の将来の配置状況を踏まえた執行業務体制の検討が必要である。</p> <p>また、平成26年の建築基準法改正において、比較的簡易な構造計算である許容応力度等計算（ルート2）について、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事等が確認審査を行う場合には、構造計算適合性判定の対象外とされたことを踏まえ、審査担当者の人材育成、確保のための取組みを行う。</p>
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成の推進 ・ 業務効率の向上及び合理化の徹底
施策	<p>【広島県（建築行政部局）が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国会議等の情報提供や、建築行政に係る意見交換を行う県内会議等の運営 ・ 県内の特定行政庁における建築基準適合判定資格者確保のための共通の勉強会等の運営 ・ 審査担当者や建築指導担当者の審査技術の向上を図るための研修の実施 <p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定確認検査機関等との役割分担を前提にした適確な確認検査、違反建築物の是正指導、定期報告制度の適確な運用等に係る執行体制の充実 ・ 審査担当者や建築指導担当者の審査技術の向上を図るための研修の実施 ・ 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成 ・ 構造計算に関する高度な専門的知識及び技術を有する者である建築主事の確保
参考	

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化	
趣旨・概要	<p>建築物等の安全性確保は、特定行政庁のみの努力でできるものではなく、以下の関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る体制の整備が必要である。</p> <p>特に、平成30年建築基準法の改正により、法第6条第1項第1号の特殊建築物のうち当該用途に供する床面積の合計が100㎡超200㎡以下のものに用途変更する際の確認申請が不要となったこと等に伴い、関係部局との連絡体制の整備、情報共有の推進等の連携を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 警察、消防、福祉、衛生等の関係機関 ② 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関 ③ 建設業法・宅地建物取引業法に基づく建築施工・不動産流通販売業者団体 ④ 建築士会、建築士事務所協会 ⑤ 専門技術者団体 ⑥ 日本建築行政会議 ⑦ その他の協力団体（市民団体、NPO等）
目標	連携による執行体制の確立
施策	<p>【協議会構成員が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築安全安心マネジメント推進協議会の効果的かつ効率的な運営 <p>【特定行政庁が実施する事項】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内特定行政庁，関係機関，関係団体等と協議・連携し，各施策の実施に努める。 <p>【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内特定行政庁，関係機関，関係団体等と協議・連携し，各施策の実施に努める。 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内特定行政庁，関係機関，関係団体等と協議・連携し，各施策の実施に努める。
参考	

(3) データベースの整備・活用	
趣旨・概要	<p>適確な建築行政の推進のためには，確認検査を始めとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり，そのため，建築物等に係る情報の蓄積，整理，管理のための各種データベースの整備が必要である。</p> <p>このため，特定行政庁では，データベースの整備・活用により，適宜，実態把握とその分析を行うとともに，抽出された課題の解決に向けた施策検討を行うことが求められる。</p>
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認・検査等に係るデータベースの整備 ・ 各種施策の対象となる建築物の総数の把握
施策	<p>【広島県（建築行政部局）が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理 ・ 建築士・建築士事務所の処分情報の共有・データベース化の促進等 ・ データベース分析による課題抽出と施策検討 <p>【特定行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認・検査、定期報告の内容のデータベース化の促進等 ・ データベースの分析による課題抽出と施策検討 ・ 指定確認検査機関とのネットワーク構築 ・ 建築士、建築士事務所の処分情報の共有 <p>【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁とのネットワーク構築 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理 ・ 建築士・建築士事務所の処分情報の共有・データベース化の促進等
参考	

8 良質な建築物の供給と確保

(1) 環境負荷への低減の推進	
趣旨・概要	建築による環境負荷の低減を推進していくことが求められてきており、省エネ法の基準への適合及び届出の徹底を図る。
目標	省エネ法の届出率の向上（届出率の目標値 100%）
施策	<p>【所管行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認物件からの抽出による省エネ法の未届出物件の把握 ・ 省エネ法の未届出物件に対する督促の実施 ・ CASBEEの導入についての検討 ・ 省エネ新法の普及啓発 ・ 省エネ適判対象拡大に係る審査、履行体制の充実 <p>【指定確認検査機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁への迅速な確認物件の報告 ・ 確認申請時等において届出対象物件である旨を建築主へ情報提供 ・ 省エネ新法の普及啓発 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員への省エネ法の届出の徹底の周知 ・ 省エネ法に係る研修の実施 ・ 省エネ新法の普及啓発
参考	

(2) バリアフリー化の促進	
趣旨・概要	高齢化社会を迎え、建築物のさらなるバリアフリー化の促進が求められている。
目標	広島県福祉のまちづくり条例による指導の徹底
施策	<p>【広島県（建築行政部局）が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内各市町担当者の能力向上のための説明会の開催 ・ 福祉部局との情報共有及び意見交換 ・ 広島県福祉のまちづくり条例のマニュアルの整備 <p>【所管行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法の普及啓発 ・ 広島県福祉のまちづくり条例による指導の徹底 ・ 福祉部局との情報共有及び意見交換 <p>【指定確認検査機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管行政庁と連携した広島県福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法の普及啓発 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管行政庁と連携した広島県福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法の普及啓発
参考	

(3) 良質な住宅の供給と確保の推進	
趣旨・概要	環境負荷の軽減やストック重視の住宅政策を推進するため、良質な住宅のストックの供給と確保をする。
目標	長期優良住宅の普及の促進
施策	<p>【所管行政庁が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期優良住宅制度の普及啓発 ・ 長期優良住宅認定の円滑な事務の実施 ・ 長期優良住宅の定期的な点検の把握 <p>【指定確認検査機関・住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人（受託者を含む）が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管行政庁と連携した長期優良住宅制度の普及啓発 ・ 住宅の品確法や住宅瑕疵担保履行法の普及啓発 <p>【関係団体・関係行政機関が実施する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管行政庁と連携した長期優良住宅制度の普及啓発 ・ 住宅の品確法や住宅瑕疵担保履行法の普及啓発
参考	

第9 広島県建築安全安心マネジメント推進協議会構成団体及び行政機関

関係団体	<p>住宅金融支援機構中国支店 広島県消費者団体連絡協議会 (公社)広島県建築士会 (一社)広島県建築士事務所協会 (一社)広島県建築センター協会 (公社)広島県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会広島県本部 (一社)広島県住宅産業協会 (一社)日本ツーバイフォー建築協会広島県支部 (一社)全国住宅産業協会中国支部 広島住宅安全衛生協議会</p>
関係機関	<p><指定確認検査機関> (株)広島建築住宅センター (有)広島県東部建築確認センター ハウスプラス中国住宅保証(株) 日本E R I (株) (株)ジェイ・イー・サポート ビューローベリタスジャパン (株) (株)西日本住宅評価センター <指定構造計算適合性判定機関> (株)ジェイ・イー・サポート (株)建築構造センター</p>
関係行政機関	<p>広島県環境県民局消費生活課 広島県危機管理監消防保安課 警察本部生活安全部生活環境課 警察本部生活安全部生活安全総務課 広島県土木建築局建設産業課 広島県土木建築局住宅課 広島市市民局消費生活センター</p>
特定行政庁	<p>広島県土木建築局建築課 西部建設事務所建築課・東部建設事務所建築課・北部建設事務所建築課 広島市都市整備局指導部建築指導課 呉市都市部建築指導課 福山市建設局建築部建築指導課 東広島市都市部建築指導課 尾道市都市部建築課 三原市都市部建築指導課 廿日市市建設部建築指導課 三次市建設部都市建築課</p>